

Fiimo 個品割賦購入契約約款

株式会社STNet
平成28年2月23日制定

(契約約款の適用など)

第1条 株式会社STNet（以下「当社」といいます。）は、携帯情報端末、通信端末およびその付属品（当社が指定するものに限り、以下「商品」といいます。）の販売について、このFiimo 個品割賦購入契約約款（以下「本約款」といいます。）を定めます。当社商品の購入者と商品の割賦売買に係る契約（以下「個品割賦購入契約」といいます。）を締結する際には、その条件等は本約款によるものとします。

2 当社は、1の商品ごとに1の個品割賦購入契約を締結します。

3 当社が別途規定する条件は本約款の一部を構成します。

4 当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、条件などは変更後のFiimo 個品割賦購入契約約款によります。

(個品割賦購入契約の申込みをすることができる条件)

第2条 個品割賦購入契約の申込みは、次の各号に定める契約者が当社から商品を購入する場合に限り行なうことができます。

(1) 当社のFiimo モバイル通信サービス契約約款に定める「本契約者」

(契約申込の方法)

第3条 個品割賦購入契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を提出していただきます。ただし、オンラインサインアップその他当社所定の方法により個品割賦購入契約の申込みをするときは、この限りではありません。

(契約申込の承諾)

第4条 個品割賦購入契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その個品割賦購入契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき、又は当社からの照会に対して、連絡がつかなかったとき、相当の期間内に回答がなかったとき、不適切な回答があったとき。

(2) その申込みを承諾することにより、当社が別記1に定める1の購入者に承諾する個品割賦購入契約の総数を超えるとき。

(3) その申込みをした者が賦払金（各回ごとに商品の代金の支払金額をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。

(4) 当社の業務の遂行上支障があるとき。

(5) その他当社が不相当と判断したとき。

(売買契約の成立)

第5条 個品割賦購入契約は、承諾した時点をもって成立するものとします。なお、当社は購入者に当社の所定の方法により承諾の成立をすみやかに通知します。ただし、当社が承諾後であっても第2条に規定する条件が成立しなかった場合または条件が解除された場合、当社は成立した個品割賦購入契約を解除することができます。

(商品の引渡しおよび所有権の移転)

第6条 商品は、個品割賦購入契約成立後、当社が別に定める提供条件に記載する時期に購入者に引き渡されるものとし、商品の引渡し完了したときに商品の所有権が当社から購入者に移転するものとします。

2 所有権移転前においては、購入者は、商品を担保に供し、譲渡し、または転売することが出来ないものとしします。

(賦払金の支払期日および支払方法)

第7条 購入者は、賦払金を当社が指定する支払期日までに、当社が定める支払方法により、当社に支払うものとしします。

2 個品割賦購入契約に基づく債務の完済までに、購入者と当社との契約（第2条に規定するサービスに関する契約をいいます。）が個品割賦購入契約にかかる債務の完済前に解除された場合は当該債務の全額を一括で支払っていただきます。

3 前項にかかわらず、購入者の申し出により個品割賦購入契約に基づく期限の利益喪失を承諾する場合は、当社の所定の方法により当該債務の全額を一括で支払うことができます。この場合、商品の購入については、一括購入に係る売買契約であったものとして取扱います。

(届出事項の変更)

第8条 購入者は、当社に届け出た氏名・住所などを変更した場合は、速やかに当社に通知するものとしします。

2 購入者は、前項の通知を怠った場合、当社からの通知または書類などが延着または不到達となった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなすことに同意していただきます。

(契約上の地位の譲渡・承継)

第9条 購入者は、個品割賦購入契約に係る契約上の地位を譲渡することができないものとしします。

2 前項の定めは、相続により個品割賦購入契約に係る契約上の地位が承継される場合には適用しないものとしします。

(期限の利益喪失)

第10条 購入者が次のいずれかに該当した場合は、個品割賦購入契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとしします。

(1) 当社が定める支払期日に賦払金の支払いを遅滞し、当社からその支払いを書面等で催告されたにもかかわらず、支払わなかったとき。

(2) 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったことを当社が知ったときまたは一般の支払いを停止したとき。

(3) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申し立てまたは滞納処分を受けたことを当社が知ったとき。

(4) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申し立てを受けたことを当社が知ったときまたは自らこれらの申し立てをしたとき。

(5) 商品の購入が購入者にとって商行為（業務提携誘引販売個人契約に係るものを除きます。）となる場合で購入者が賦払金の支払いを1回でも遅滞したとき。

(6) 第16条（反社会的勢力の排除）第4項の規定により、当社が個品割賦購入契約を解除したとき。

2 購入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により個品割賦購入契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとしします。

(1) 個品割賦購入契約上の義務に違反し、その違反が個品割賦購入契約の重大な違反となるとき。

(2) 購入者の信用状態が著しく悪化したとき。

(遅延損害金)

第11条 購入者が、賦払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該賦払金に対し、年6%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払っていただく場合があります。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合には、この限りではありません。

2 購入者が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、提供条件に記載の支払総額から既に支払のあった全ての賦払金の合計額を控除して得た残金全額に対し、年6%の割合で計算して得た額を遅延損害額として支払っていただく場合があります。

(当社による契約の解除)

第12条 当社は、購入者がFiimoモバイル通信サービス契約を解除した場合、個品割賦購入契約を解除します。その際、購入者は、第7条2項に定める賦払金を当社が指定する支払期日までに、当社が定める支払方法により、支払うものとします。

(チラシなどと現物の相違による契約の解除)

第13条 購入者は、チラシなどによる申込みにより引渡された商品がチラシなどとあきらかに相違している場合、速やかに当社が指定する方法で当社に商品の交換を申し出るか、または当該個品割賦購入契約を解除することができるものとします。

(商品の滅失・毀損の場合の責任)

第14条 購入者は、個品割賦購入契約に基づく債務の完済までに商品が火災、風水害、盗難などにより、滅失・毀損した場合であっても、提供条件に記載する支払方法により債務の履行を継続するものとします。

(管轄裁判所)

第15条 購入者は、本契約について紛争が生じた場合、その債権額に応じて高松地方裁判所又は高松簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに同意するものとします。ただし、当社と購入者の同意によって管轄裁判所を変更できるものとします。

(割賦債権の譲渡)

第16条 当社は、購入者に対する個品割賦購入契約に基づく債権を第三者に譲渡することがあります。この場合において、購入者は当該債権の譲渡および購入者の個人情報譲渡先に提供することにあらかじめ同意するものとします。

(反社会的勢力の排除)

第17条 購入者（法人の場合を含む）は、次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動など標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団などその他これらに準じる者（以下「暴力団員など」といいます。）であること。
- (2) 暴力団員などが経営を支配していると認められる組織等との関係を有すること。
- (3) 暴力団員などが経営に実質的に関与していると認められる組織等との関係を有すること。
- (4) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員などを利用してしていると認められる組織等との関係を有すること。
- (5) 暴力団員などに対して資金などを提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員などと社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 購入者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかにも該当する行為を行わないことを保証するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

- 3 当社は、購入者が前項に規定する事項に反すると具体的に疑われるときは、購入者に対し、当該事項に関する調査を行うこととし、購入者は、これに応じるものとします。この場合において、当社は購入者に対し、必要に応じて資料の提出を求めることができるものとし、購入者は、これに応じるものとします。
- 4 当社は、購入者が本条第1項各号のいずれかに該当することもしくは本条第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明した場合、本条第1項もしくは本条第2項の規定に関して虚偽の申告を行ったことが判明した場合、または前項に規定する調査などに応じないもしくは調査などにおいて虚偽の回答をした場合であって、本契約の申込みを承諾することまたは本契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、本契約の申込みを承諾しないことまたは本契約を解除することが出来るものとします。
- 5 購入者は、前項の適用により、購入者に損害などが生じた場合であっても、当社に対し、当該損害などの賠償を請求しないものとします。

(準拠法)

第18条 本約款の成立、効力、解釈および履行は、日本国法に準拠するものとします。

別 記

1 契約可能台数

同時に割賦購入契約（割賦による支払い）が可能な商品の台数は、1つのモバイル通信サービス契約につき、1台までとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成28年1月23日から実施します。ただし、Fiimo 個品割賦購入契約の提供開始は平成28年2月15日とします。

附 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成28年2月23日から実施します。
- 2 平成28年2月23日以降、当社が定める期間においては、新たな個品割賦購入契約の申込みを行うことはできないものとします。